

令和 7 年度

浜松市の市税のすがた

～ 令和 6 年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	3
1	はじめに	3
2	浜松市の税	4
3	令和6年度市税の決算状況	8
(1)	収入額の状況	8
(2)	収入率の状況	10
(3)	累積滞納額の状況	11
(4)	累積滞納額の推移	12
(5)	不納欠損処理の状況	13
<参考>	令和7年度市税予算の概要	14
II	統計からみた浜松市の税	15
1	過去5年間の決算の特徴	15
(1)	税目別収入額の推移	15
(2)	収入額、収入率の推移	20
III	持続可能で安定的な税務行政への取組	22
1	収入率向上への取組	22
2	市税滞納削減アクションプラン	23
3	令和6年度の取組	24
(1)	税收確保に向けた挑戦	24
(2)	新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦	28
4	令和6年度の実績	30
(1)	個人市民税納期内収入率	30
(2)	累積滞納額	30
(3)	現年分収入率	30
IV	国・県との関わり	32
1	国と地方の税体系	32
2	市域内税收について	33
3	国に対する要望活動	34
4	国との連携（主な取組）	35
5	県との連携（主な取組）	39

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。
QRコードの商標は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

市民税（個人・法人）、固定資産税等の市税は、令和6年度浜松市一般会計決算で歳入額の約36%を占めます。市税は、保健福祉・教育・まちづくりをはじめ、様々な市民サービスを継続的に提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課徴収を行わなければなりません。

令和元年度から令和6年度までを計画期間として策定した「第5次市税滞納削減アクションプラン」では、「健全財政の堅持」、「生産性の向上」を柱とし、収入率の向上と滞納額を削減するための取組を進めてきました。

制度改正はもとより、デジタル化、多文化共生社会の進展、人口減少・少子高齢化の進行、気象災害の激甚化・頻発化や円安・物価高の進行など、市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも「まち・ひと・しごと」を創生する「もっと元気なまち浜松」の実現に向けて、自主財源である市税収入の安定的確保に努めてまいります。

この「市税のすがた」は、市民の皆様在市税の概要や決算状況等をわかりやすく公表することで、市税への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

2 浜松市の税

(1) 市民税

個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
普通徴収	102,833	101,803	1,030	12,957,129	13,419,727	△462,598
年金特別徴収	57,138	55,548	1,590	2,207,069	2,482,212	△275,143
給与特別徴収	294,949	293,806	1,143	48,203,216	50,448,274	△2,245,058
合 計	430,767	425,538	5,229	63,367,414	66,350,213	△2,982,799

※徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

【税制改正の内容】

令和6年度分の個人住民税に係る定額による所得割の額の特別税額控除（定額減税）

物価高による市民負担の緩和を図るため、国の経済対策により定額減税（納税義務者及び扶養親族1人につき、所得税3万円、住民税1万円を減税）を実施。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：社、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
法人	22,519	22,327	192	11,047,764	8,989,850	2,057,914

【各税目の詳細】 個人市民税 市税のすがた「資料編」 P16～P22

法人市民税 市税のすがた「資料編」 P16～P17、P23～P28

(2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			課税額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
土地	221,469	225,939	△4,470	18,837,368	18,771,765	65,603
家屋	248,888	252,161	△3,273	26,259,818	26,196,199	63,619
償却資産	13,025	14,436	△1,411	11,283,543	11,031,400	252,143
国有資産等 所在市町村交付金	10	10	0	130,264	131,815	△1,551
合 計	483,392	492,546	△9,154	56,510,993	56,131,179	379,814

※課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

(3) 軽自動車税

軽自動車等に課される税

4月1日現在の原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される「種別割」と、軽自動車の取得時に課される「環境性能割」がある。

(単位：台、千円)

区分	課税台数			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
種別割	334,079	332,129	1,950	2,618,006	2,558,375	59,631
環境性能割	10,135	6,425	3,710	215,001	146,776	68,225

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

(単位：本、千円)

区分	売渡本数等			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
市たばこ税	739,112,881	754,510,994	△15,398,113	4,842,668	4,943,556	△100,888

【各税目の詳細】 固定資産税 市税のすがた「資料編」 P29～P35
 軽自動車税 市税のすがた「資料編」 P36～P37
 市たばこ税 市税のすがた「資料編」 P38～P39

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

区分	産出量			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
鉱産税	31,771	30,810	961	22	22	0

(6) 入湯税

鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対し課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	入湯客数			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
入湯税	709,670	655,188	54,482	106,451	98,278	8,173

(7) 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
資産割	1,425	1,412	13	4,617,348	4,541,006	76,342
従業者割	272	271	1	1,030,011	996,974	33,037
合 計	1,697	1,683	14	5,647,359	5,537,980	109,379

【各税目の詳細】	鉱産税	市税のすがた「資料編」	P38～P39
	入湯税	市税のすがた「資料編」	P38～P39
	事業所税	市税のすがた「資料編」	P40

(8) 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			課税額		
	① 令和6年度	② 令和5年度	①－② 増減	③ 令和6年度	④ 令和5年度	③－④ 増減
土地	131,259	133,569	△2,310	3,860,006	3,841,317	18,689
家屋	148,394	150,237	△1,843	3,794,064	3,791,644	2,420
合 計	279,653	283,806	△4,153	7,654,070	7,632,961	21,109

※課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

3 令和 6 年度市税の決算状況

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 令和 5 年度 決算額	② 令和 6 年度 最終予算	③ 令和 6 年度 決算額	④＝③－① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③－② 予算 増減額
市民税	個人	66,315	63,087	63,257	△3,058	△4.6	170
	法人	9,023	10,700	11,084	2,061	22.8	384
固定資産税		56,125	56,400	56,476	351	0.6	76
軽自動車税		2,702	2,777	2,828	126	4.7	51
市たばこ税		4,944	4,825	4,843	△101	△2.0	18
事業所税		5,538	5,571	5,653	114	2.1	82
都市計画税		7,632	7,640	7,649	17	0.2	9
入湯税・鉱産税		94	100	111	17	18.4	11
合 計		152,373	151,100	151,901	△473	△0.3	801

※現年課税分と滞納繰越分の合計額

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和 5 年度との比較》

市税収入額 1,519 億円（令和 5 年度比 △5 億円）

個人市民税：633 億円

給与総額及び給与所得者の増はあるものの、定額減税により、約 31 億円の減

法人市民税：111 億円

主に製造業の収益増により、約 21 億円の増

固定資産税：565 億円

農地から宅地などの地目変換や評価替えによる土地分の増、新增築による家屋分の増及び企業の設備投資による償却資産分の増などにより、約 4 億円の増

軽自動車税：28 億円

軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、約 1.3 億円の増

市たばこ税：48 億円

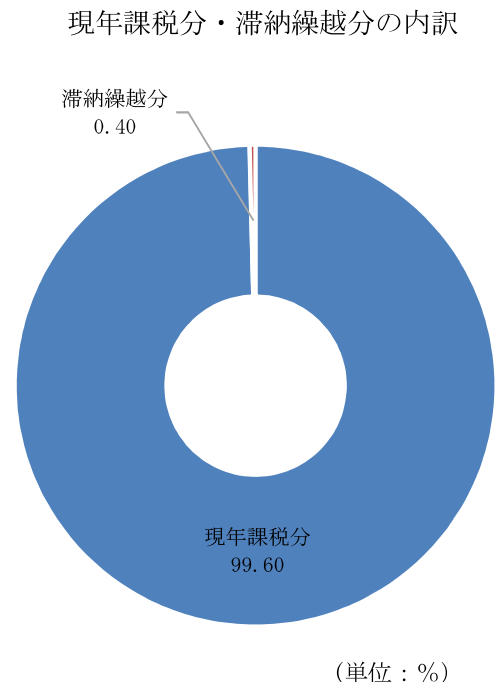
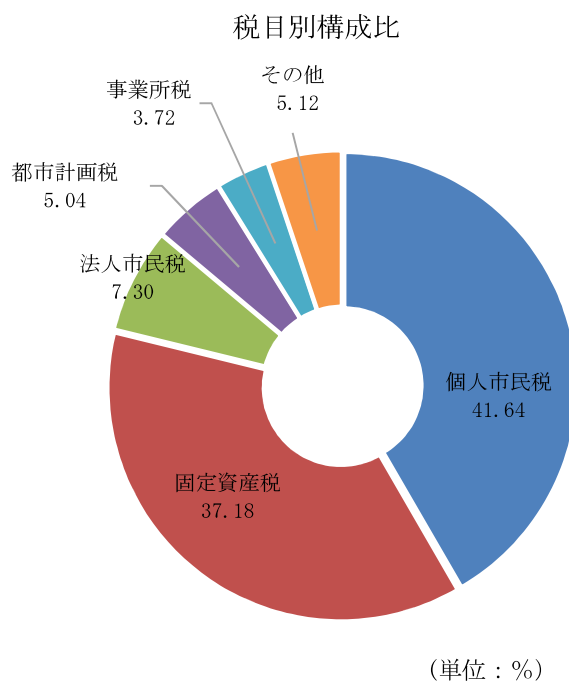
売渡本数の減少により、約 1 億円の減

事業所税：57 億円

工場の増設及び従業者数の増により、約 1.1 億円の増

都市計画税：76 億円

農地から宅地などの地目変換や評価替えによる土地分の増及び新增築による家屋分の増などにより約 0.2 億円の増



(2) 収入率の状況

(単位：百万円、%、ポイント)

			① 令和6年度 調定額	② 令和6年度 収入額	③=②÷① 令和6年度 収入率	④ 令和5年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人		63,367	62,869	99.21	99.28	△0.07
	法人		11,048	11,071	100.21	100.21	0.00
固定資産税			56,511	56,318	99.66	99.67	△0.01
軽自動車税			2,833	2,816	99.41	99.39	0.02
市たばこ税			4,843	4,843	100.00	100.00	0.00
事業所税			5,647	5,647	99.99	99.89	0.10
都市計画税			7,654	7,628	99.66	99.67	△0.01
入湯税・鉱産税			106	106	100.00	95.36	4.64
現年課税分計			152,010	151,298	99.53	99.55	△0.02
滞納繰越分			1,735	603	34.74	37.51	△2.77
合 計			153,745	151,901	98.80	98.82	△0.02

※収入率は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和5年度との比較》

市税収入率（全体）：98.80%

滞納繰越分の収入率は下がったものの、全体としては、前年度並みの収入率であった。

・市税収入率 △0.02 ポイント（R5：98.82% → R6：98.80%）

現年課税分収入率：99.53%

新たな滞納を発生させない取組により、過去最高だった令和5年度並みの収入率99.53%を確保した。

・現年課税分収入率 △0.02 ポイント（R5：99.55% → R6：99.53%）

滞納繰越分収入率：34.74%

滞納処分を中心とした徴収により、34.74%となった。

・滞納繰越分収入率 △2.77 ポイント（R5：37.51% → R6：34.74%）

(3) 累積滞納額の状況

(単位：百万円)

	① 令和 6 年度	② 令和 5 年度	①－② 増減
A 前年度末の滞納繰越額	1,739	1,799	△60
B Aのうち、収入額	603	677	△74
C 執行停止額	126	110	16
D 時効額	31	29	2
E 調整額（調定減）	△3	7	△10
F 新規滞納繰越額	777	749	28
G 年度末累積滞納額 A－B－C－D＋E＋F	1,753	1,739	14
H 累積滞納額の増減 G－A	14	△60	－

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

科目別内訳

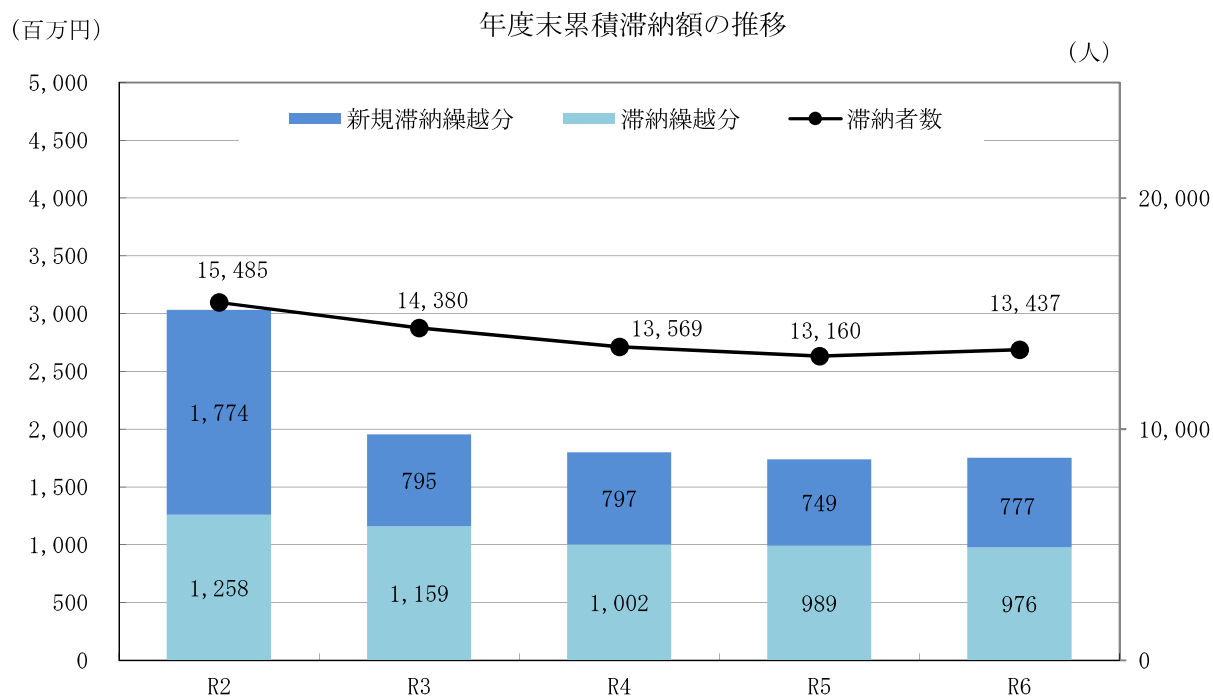
(単位：百万円、%)

		令和 6 年度		令和 5 年度		①－② 増減
		① 税額	構成比	② 税額	構成比	
市民税	個人	1,133	64.65	1,117	64.23	16
	法人	44	2.53	42	2.42	2
固定資産税		465	26.55	461	26.51	4
軽自動車税		43	2.48	44	2.53	△1
事業所税		3	0.18	8	0.46	△5
都市計画税		63	3.61	63	3.62	0
入湯税		0	0	5	0.29	△5
合 計		1,753	100.00	1,739	100.00	14

※割合は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(4) 累積滞納額の推移



《令和5年度との比較》

令和6年度末累積滞納額 17.5億円（令和5年度比 +0.1億円）

ア 現年課税分の早期徴収対応による新規滞納繰越額の抑制や、滞納処分による徴収と適切な執行停止により、年度末累積滞納額は、前年度並みの17.5億円となった。

イ 年度末時点の滞納者数は、277人増の13,437人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

		① 令和 6 年度		② 令和 5 年度		①-② 増減	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
調定額 (現年課税分+滞納繰越分)		-	153,745,234	-	154,193,454	-	△448,220
不納欠損 ¹ (調定額に占める割合)		8,949	163,954 (0.11%)	7,807	143,077 (0.09%)	1,142	20,877
消滅時効	時効完成	308	4,433	295	4,425	13	8
	執行停止中 時効完成	1,728	27,006	1,404	25,142	324	1,864
滞納処分の 執行停止	執行停止 3年継続	2,763	67,446	3,698	78,741	△935	△11,295
	即時欠損	4,150	65,069	2,410	34,769	1,740	30,300

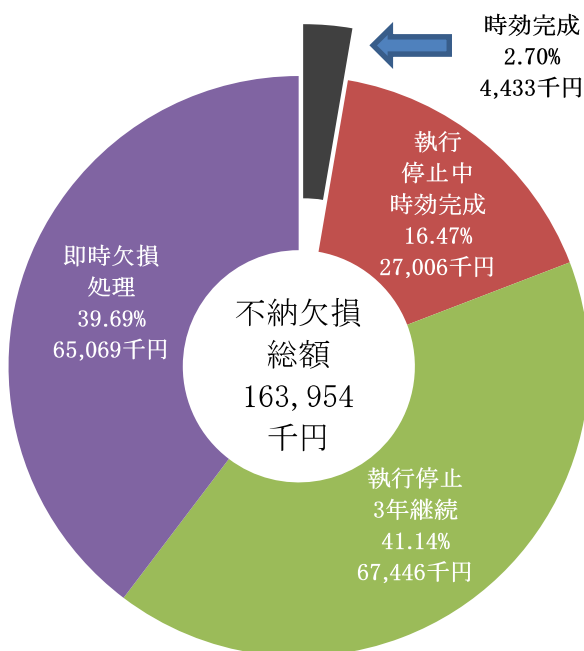
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和 5 年度との比較》

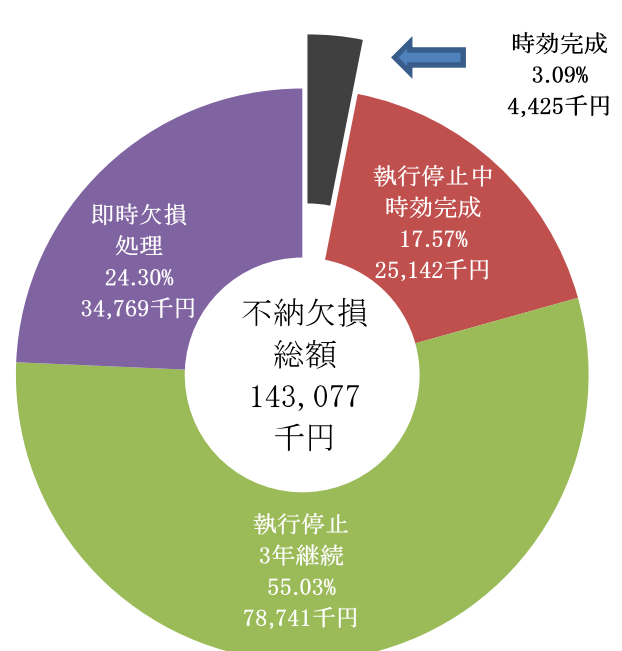
令和 6 年度の不納欠損額 1.64 億円（令和 5 年度比 +0.21 億円）

執行停止 3 年継続による不納欠損が 11,295 千円減少したが、即時欠損が 30,300 千円増加したことにより、20,877 千円の増となった。

令和 6 年度 不納欠損状況



令和 5 年度 不納欠損状況



¹ 不納欠損：既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

＜参考＞ 令和 7 年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 令和 7 年度 当初予算	② 令和 6 年度 当初予算	③=①-② 増減	③÷② 増減率	令和 7 年度 構成比
市民税	個人	68,935	62,127	6,808	10.96	44.05
	法人	9,214	8,950	264	2.95	5.89
固定資産税		57,401	55,320	2,081	3.76	36.68
軽自動車税		2,837	2,737	100	3.65	1.81
市たばこ税		4,668	4,920	△252	△5.12	2.98
事業所税		5,596	5,526	70	1.27	3.58
都市計画税		7,748	7,530	218	2.90	4.95
入湯税・鉱産税		101	90	11	12.22	0.06
合 計		156,500	147,200	9,300	6.32	100.00

※現年課税分と滞納繰越分の合計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和 6 年度との比較》

市税予算総額 1,565 億円（令和 6 年度当初比 +93 億円）**個人市民税**

定額減税の終了及び給与所得の増を見込み約 68 億円の増

法人市民税

緩やかな企業収益の増を見込み約 3 億円の増

固定資産税

地目変換による宅地及び雑種地の地積の増による土地評価の上昇、設備投資による償却資産の増及び、家屋の新增築の増を見込み約 21 億円の増

Ⅱ 統計からみた浜松市の税

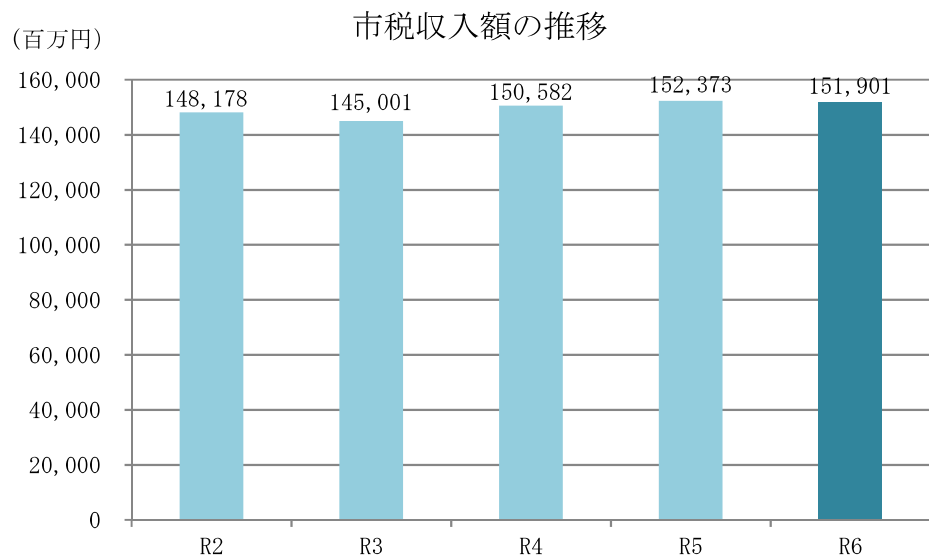
1 過去 5 年間の決算の特徴

(1) 税目別収入額の推移

(単位：百万円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市民税	個人	65,506	64,208	64,542	66,315	63,257
	法人	7,923	8,101	10,256	9,023	11,084
固定資産税		55,065	52,736	55,092	56,125	56,476
軽自動車税		2,395	2,485	2,644	2,702	2,828
市たばこ税		4,366	4,652	4,923	4,944	4,843
事業所税		5,355	5,434	5,476	5,538	5,653
都市計画税		7,522	7,333	7,550	7,632	7,649
その他の税		46	52	99	94	111
合 計		148,178	145,001	150,582	152,373	151,901

※現年課税分と滞納繰越分の合計



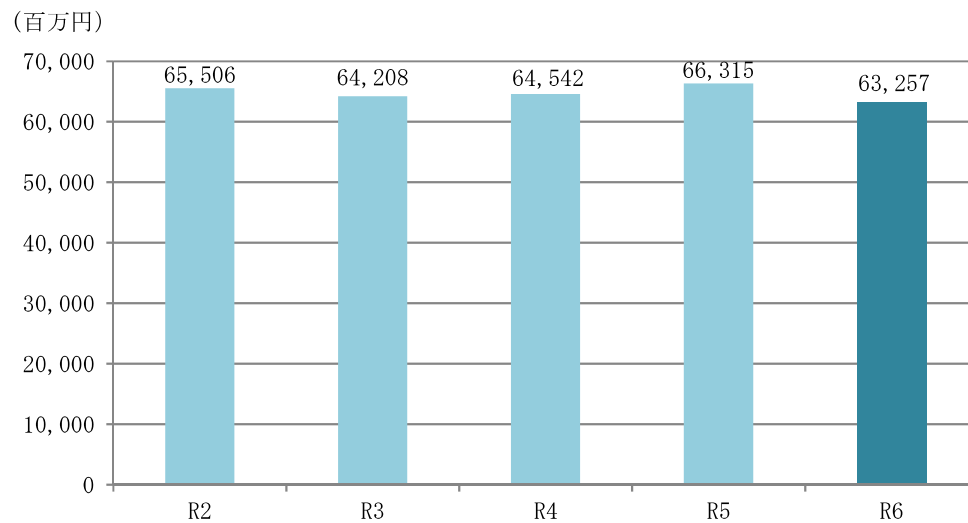
令和 3 年度：コロナ禍による給与収入の減に伴う個人市民税の減や評価替え及びコロナ特例による固定資産税の減により、前年度に比べ約 32 億円の減となった。

令和 4 年度：コロナ禍からの回復基調による個人市民税の増や主に製造業の収益増に伴う法人市民税の増、コロナ特例の終了や家屋の新増築による固定資産税の増により、前年度に比べ約 56 億円の増となった。

令和 5 年度：給与総額及び給与所得者の増などによる個人市民税の増や、家屋の新増築や償却資産の増などによる固定資産税の増により、前年度に比べ約 18 億円の増となった。

令和 6 年度：法人市民税の増や、固定資産税の増の一方で、定額減税による個人市民税の減により、約 5 億円の減となった。

個人市民税



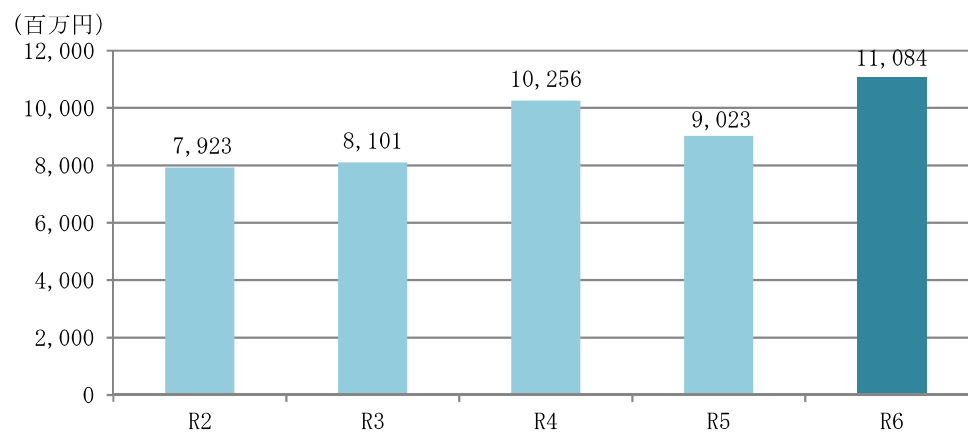
令和 3 年度：コロナ禍による給与総額の減などにより、前年度に比べ約 13 億円の減となった。

令和 4 年度：給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約 3 億円の増となった

令和 5 年度：給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約 18 億円の増となった。

令和 6 年度：給与総額及び給与所得者の増はあるものの、定額減税により、前年度に比べ約 31 億円の減となった。

法人市民税



令和 3 年度：法人税割税率改正の影響による減があったものの、企業収益の緩やかな回復及び令和 2 年度徴収猶予²分の収入等により、前年度に比べ約 2 億円の増となった。

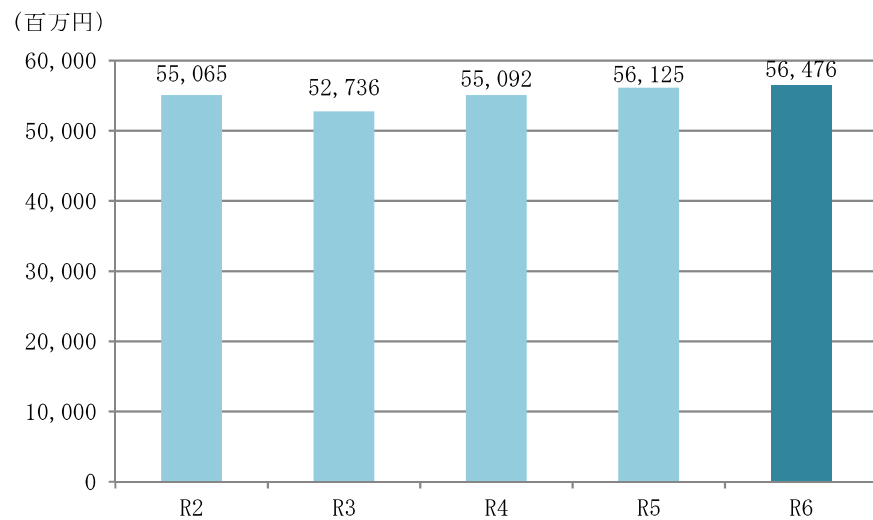
令和 4 年度：主に製造業の収益増により、前年度に比べ約 22 億円の増となった。

令和 5 年度：主に製造業の収益減により、前年度に比べ約 12 億円の減となった。

令和 6 年度：主に製造業の収益増により、前年度に比べ約 21 億円の増となった。

² 徴収猶予：納税者等が災害や病気等により市税等の徴収金を納付することができないと認められるとき、1 年以内の期間を限度にその徴収を猶予する制度。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響で相当な収入の減少がある場合に特例として徴収が猶予された。

固定資産税



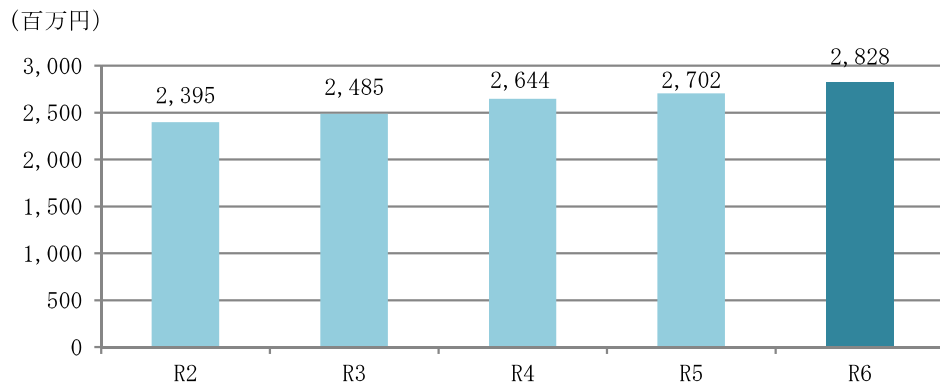
令和 3 年度：評価替えによる既存家屋の減価やコロナ特例による家屋と償却資産の減により前年度に比べ約 23 億円の減となった。

令和 4 年度：コロナ特例の終了や家屋の新增築及び企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約 24 億円の増となった。

令和 5 年度：農地から宅地などの地目変換による価格の上昇、家屋の新增築分の加算及び企業の設備投資による償却資産の増などにより前年度に比べ約 10 億円の増となった。

令和 6 年度：農地から宅地などの地目変換や評価替えによる土地分の増、新增築による家屋分の増及び企業の設備投資による償却資産分の増などにより、前年度に比べ約 4 億円の増となった。

軽自動車税



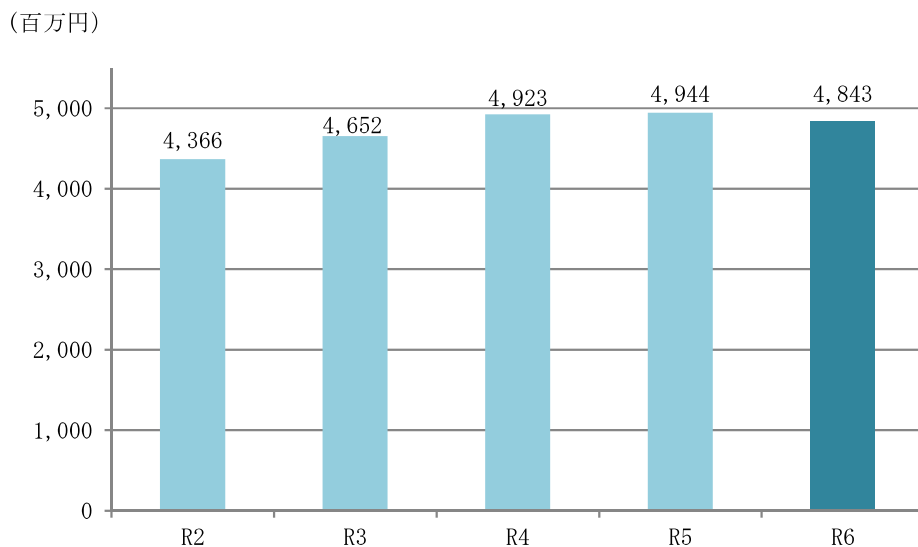
令和 3 年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約 0.9 億円の増となった。

令和 4 年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約 2 億円増となった。

令和 5 年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約 0.6 億円増となった。

令和 6 年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約 1.3 億円増となった。

市たばこ税



令和 3 年度：売渡本数は減少したものの税率の引上げにより、前年度に比べ約 3 億円の増となった。

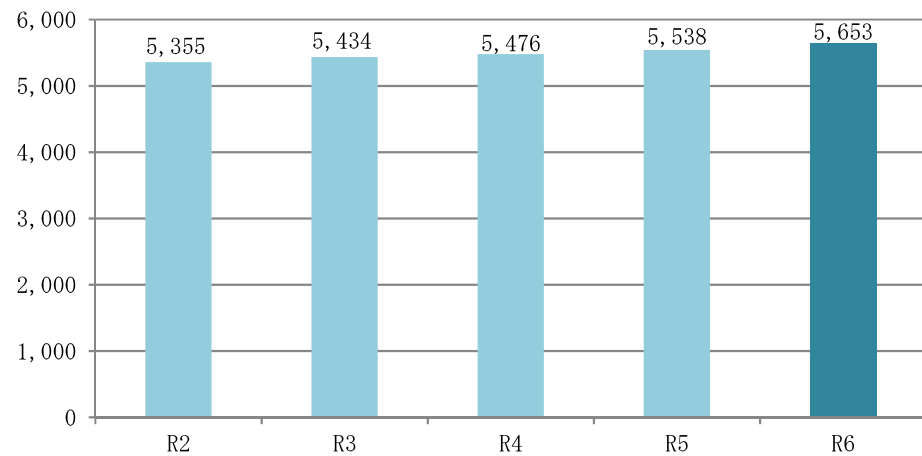
令和 4 年度：売渡本数の増加及び前年 10 月に税率が引き上げられたことにより約 3 億円の増となった。

令和 5 年度：売渡本数が増加し、前年度に比べ約 0.2 億円の増となった。

令和 6 年度：売渡本数が減少し、前年度に比べ約 1 億円の減となった。

事業所税

(百万円)



令和 3 年度：現年分収入率の回復及び令和 2 年度徴収猶予分の収入等により、約 0.8 億円の増となった。

令和 4 年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約 0.4 億円の増となった。

令和 5 年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約 0.6 億円の増となった。

令和 6 年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約 1.1 億円の増となった。

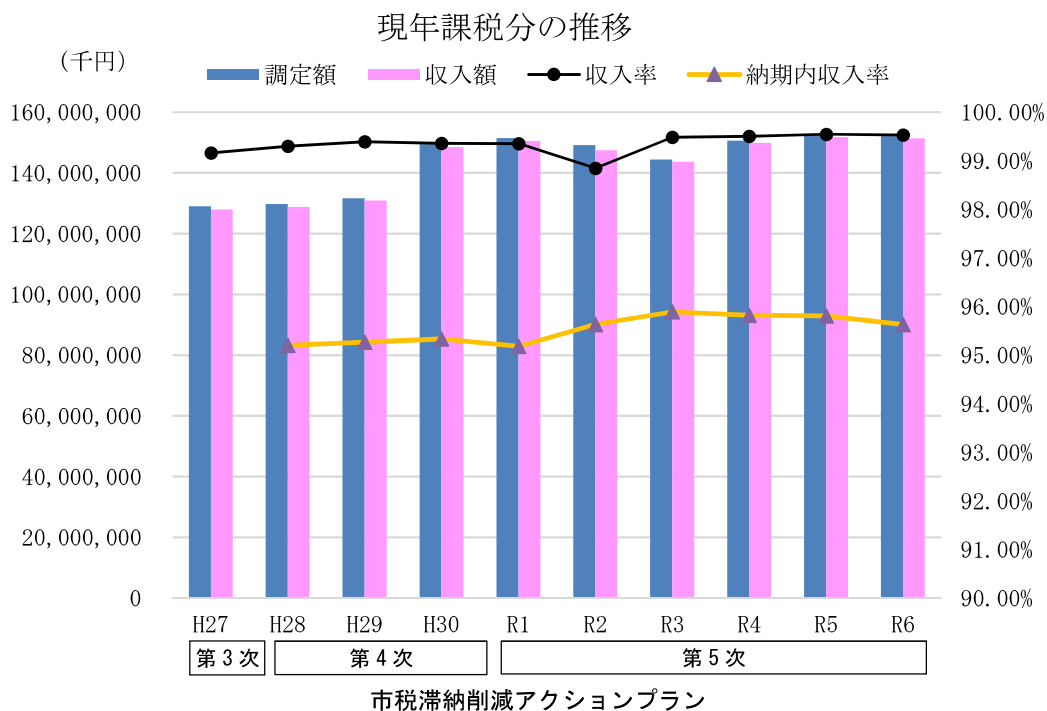
(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率	納期内収入率
平成 27 年度 (2015 年度)	128,965,729	127,885,679	99.16	
平成 28 年度 (2016 年度)	129,669,693	128,764,701	99.30	95.20
平成 29 年度 (2017 年度)	131,641,665	130,839,269	99.39	95.27
平成 30 年度 (2018 年度)	149,408,123	148,445,324	99.36	95.33
令和元年度 (2019 年度)	151,424,216	150,443,704	99.35	95.18
令和 2 年度 (2020 年度)	149,101,648	147,382,996	98.85	95.63
令和 3 年度 (2021 年度)	144,400,724	143,651,987	99.48	95.89
令和 4 年度 (2022 年度)	150,611,008	149,858,391	99.50	95.82
令和 5 年度 (2023 年度)	152,389,188	151,696,486	99.55	95.81
令和 6 年度 (2024 年度)	152,009,748	151,297,620	99.53	95.63

※納期内収入率は、個人市民税の納期内収入率



市税滞納削減アクションプラン（詳細 P23）の取組による徴収対策や経済情勢の好転、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、収入額は令和元年度まで増加していた。

令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍により減収に転じたが、令和 4 年度には、個人市民税、法人市民税、固定資産税の増により、収入額が 1,499 億円、収入率は 99.5%となった。

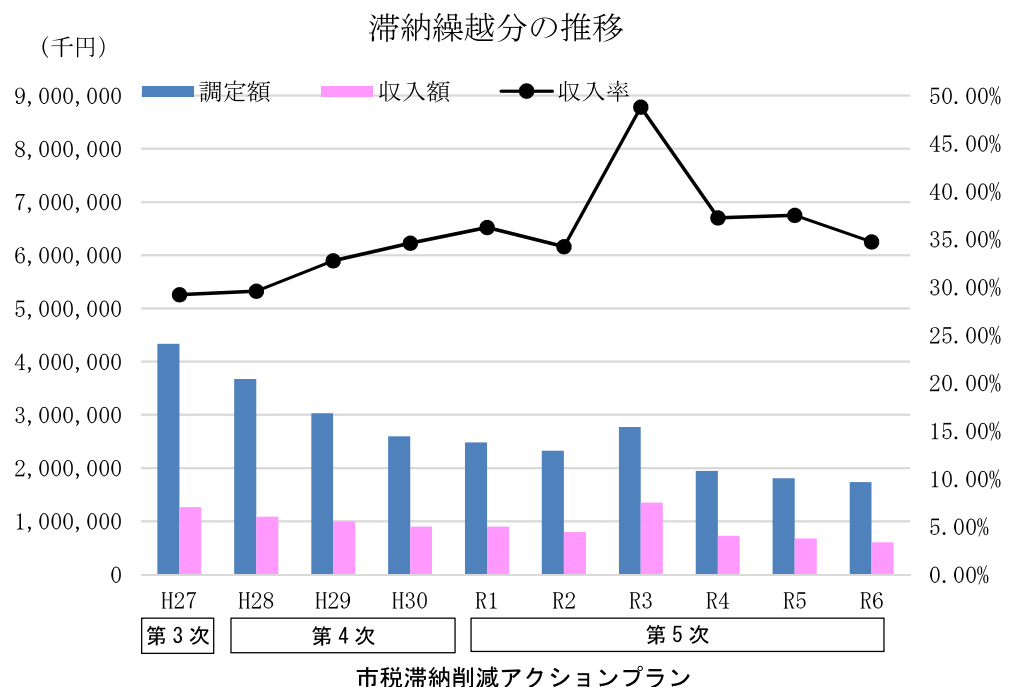
令和 5 年度は、給与総額及び給与所得者の増や、家屋の新增築や償却資産による固定資産税の増により、収入額が 1,517 億円、収入率は 99.55%となり、ともに過去最高となった。

令和 6 年度は、法人市民税の増や、固定資産税の増などの一方で、定額減税により、収入額は約 4 億円減の 1,513 億円、収入率は 0.02 ポイント減の 99.53%となった。

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率
平成 27 年度 (2015 年度)	4,329,424	1,264,669	29.21
平成 28 年度 (2016 年度)	3,672,001	1,086,861	29.60
平成 29 年度 (2017 年度)	3,026,272	991,765	32.77
平成 30 年度 (2018 年度)	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度 (2019 年度)	2,481,944	899,267	36.23
令和 2 年度 (2020 年度)	2,322,270	794,956	34.23
令和 3 年度 (2021 年度)	2,765,504	1,349,170	48.79
令和 4 年度 (2022 年度)	1,943,539	723,695	37.24
令和 5 年度 (2023 年度)	1,804,266	676,854	37.51
令和 6 年度 (2024 年度)	1,735,486	602,982	34.74



早期の徴収対策による新規滞納の抑制や差押え等を中心とした滞納整理等により、滞納繰越額は、令和元年度末まで着実に減少していた。令和 2 年度末は、コロナ禍による徴収猶予の影響により、滞納繰越額が増加したが、徴収猶予分の着実な収入、現年課税分収入率向上による新規滞納の抑制や、滞納処分による徴収と適正な執行停止により、令和 6 年度末時点で 17.5 億円となり、市税滞納削減アクションプランで設定した目標値より 5.5 億円削減した。

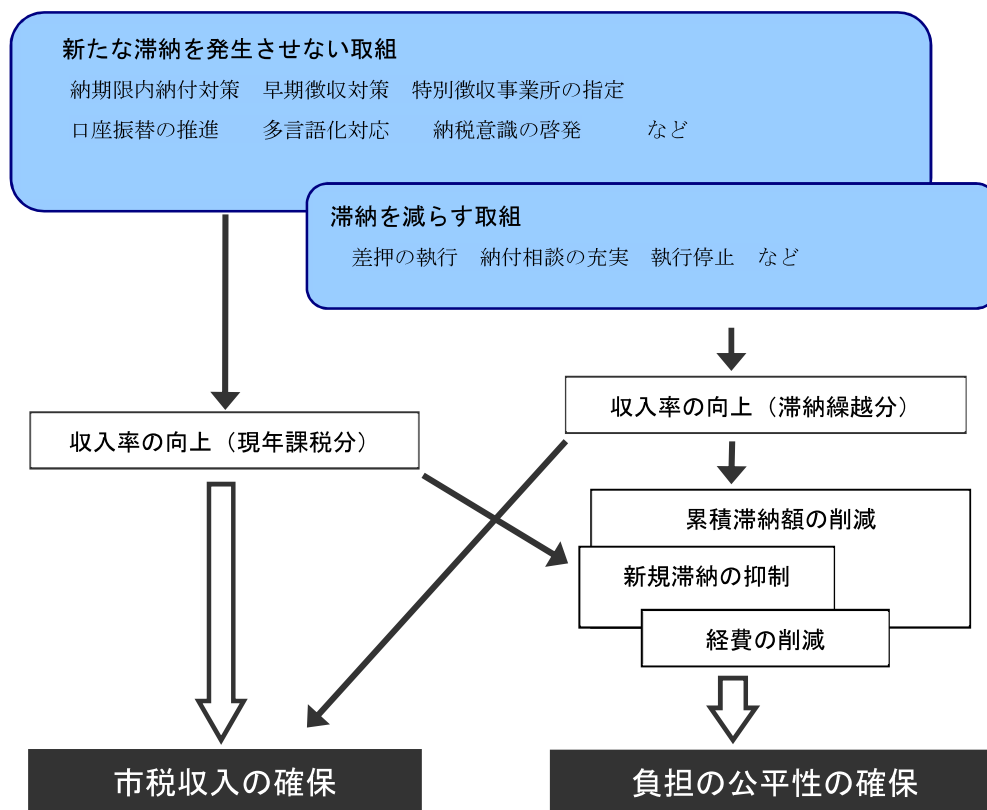
Ⅲ 持続可能で安定的な税務行政への取組

1 収入率向上への取組

市税の収入率向上・累積滞納額削減は、市税収入の確保や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では、平成 19 年度（2007 年度）に第 1 次、平成 22 年度（2010 年度）に第 2 次、平成 25 年度（2013 年度）に第 3 次、平成 28 年度（2016 年度）に第 4 次の「市税滞納削減アクションプラン」（アクションプラン）を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。

第 5 次アクションプランは令和元年度から令和 6 年度までを計画期間とし、一層の収入率向上・累積滞納額削減に取り組んだ。



【市税滞納削減アクションプラン】

浜松市ホームページで公開している。

手続き・くらし > 税金 > 市税関連情報 > 市税滞納削減アクションプランについて

2 市税滞納削減アクションプラン

第 5 次市税滞納削減アクションプラン概要（令和元年度～令和 6 年度）

1 目 的

少子化による急速な人口減少と高齢化、第 4 次産業革命の進展、経済取引のグローバル化など、地域経済社会の大きな変化が見込まれる中において、住民が健康で安心して生活を送るためには、地方自治体が、安定して持続可能な形で行政サービスを提供し続けることが必要である。これを実現するためには、市財政の根幹をなす市税の収入確保に向けた取組が一層重要なものとなっていく。

人口構造の変化に伴う税収構造の変化、税制の複雑化、業務の更なる効率化・高度化の要請、共生社会実現への取組、適正・公平な課税・徴収の実現を通じた SDGs の達成など、直面する諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい、持続可能で安定的な税務行政を構築していく必要があることを踏まえ、第 5 次アクションプランでは、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めていく。

2 第 5 次アクションプランの柱（ありたい姿）

- ・税財源の安定的な確保のため「健全財政の堅持」
- ・税財源の効率的な確保のため「生産性の向上」

3 最終目標と指標

第 5 次アクションプランでは、令和 6 年度における最終目標を設定しており、計画期間の各年度で設定する指標は、差異の原因分析や取組の見直し等のために活用する。

《目標値》

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・個人市民税の納期内収入率 | 95.63%（令和 6 年度） |
| ・累積滞納額 | 23.0 億円以下（令和 6 年度） |
| ・現年分収入率 | 99.56%（令和 6 年度※） |

※現年分収入率は、税制改正に伴う税収構造の変化や景気動向による影響等により大きく変動する可能性が高いため、決算時に次年度の目標値を設定し、PDCA サイクルにより見直す。結果に関しては、毎年「市税のすがた」で評価分析を行い、その後の取組に反映していく。

3 令和6年度の取組

(1) 税収確保に向けた挑戦

現年（現年課税）分の収納対策と累積滞納額の削減対策を積極的に展開し、税収確保に向けた取組を進めた。

《現年分の収納対策（新たな滞納を発生させない取組）》

●納税者の利便性の更なる向上

➤ eLTAX³共通納税による納付手段の多様化

令和5年4月からeLTAXを利用した共通納税の対象税目が拡大し、スマートフォンアプリによるキャッシュレス決済など、納税者がより利便性が高い納付方法を選択することが可能となった。

納付方法チラシの納税通知書への同封や納付書の裏面を活用した周知により納税啓発を行った。

地方税お支払サイトからの納付

地方税お支払サイトへアクセスし、納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取り、スマートフォンなど、QRコードの読み取りが出来ない機器を使用する場合は、納付書に印刷されている「eL番号(収納機関番号/納付番号/確認番号/納付区分)」を入力してください。

地方税お支払サイトには、その対応が異なります。	eLTAXのサービス利用可能税目	eLTAXのサービス利用不可税目
クレジットカード	○	○
インターネットバンキング	○	○
口座振替(ダイレクト方式)	○	×
ページ番号を照らし、ATM等で支払う	○	○

クレジットカード決済

地方税お支払サイトからクレジットカードの情報を入力して納付します。

インターネットバンキング決済

地方税お支払サイトからインターネットバンキングの口座を利用して納付します。

スマートフォン決済アプリによる納付方法

地方税お支払サイトへアクセスし、納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取り、スマートフォン決済アプリで決済します。

クレジットカード

クレジットカードやインターネットバンキングによる納付を希望される方は、「地方税お支払サイト」へアクセスしてください。

納付場所

●全国の地方税統一QRコード対応店
地方税統一QRコード(eL-QR)が印刷された納付書は、全国の対応金融機関等で納付が可能。金融機関の一覧は「金融機関」で確認してください。

●浜松市の指定金融機関等

【銀行】
静岡 静岡銀行
三井住友 三井住友銀行
りな 三井住友銀行
清水 清水銀行
あいち 名古屋銀行
静岡中央 静岡中央銀行

【信用金庫】
浜松 浜松信用金庫
三井住友 三井住友信用金庫
静岡 静岡信用金庫

【ゆうちょ銀行】
清水 清水郵便局
あいち 名古屋郵便局
静岡中央 静岡中央郵便局

●コンビニエンスストア等
セブンイレブン ローソン
ファミリーマート ミニストップ
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
セイコマート/オアシス/緑の楽園 他

³eLTAX：eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。従来、地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方団体に行う必要があったが、地方団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方団体に手続きできるようになった。「総務省 HP：eLTAX の概要より」

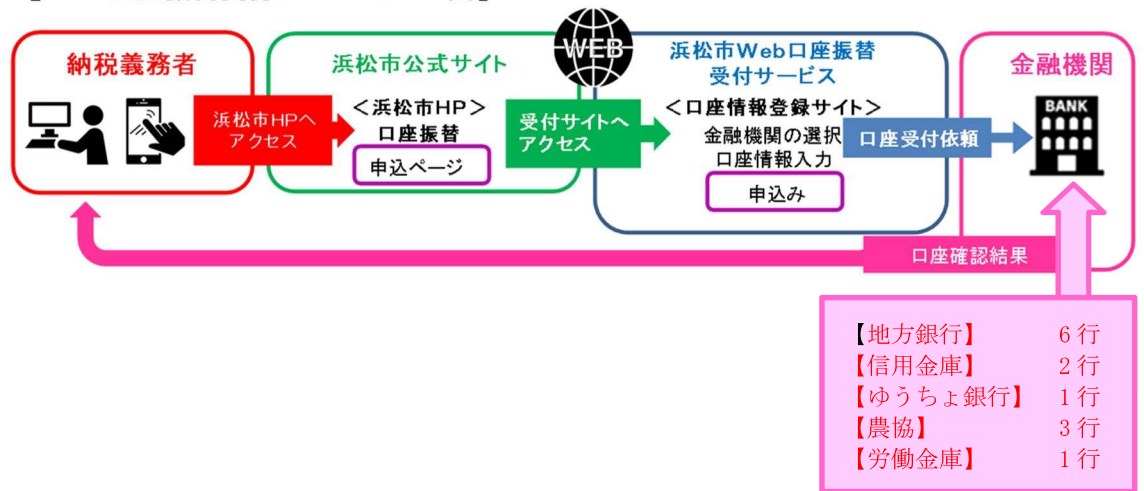
➤ 口座振替の普及促進

- Web 口座振替受付サービスによる振替口座登録手続きの利便性向上
- 納税通知書にあらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封
- 本庁舎受付カウンター用椅子広告、庁内モニターによるお知らせ等により口座振替やWeb 口座振替受付サービスを周知

Web 口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォン、タブレット端末から Web 上で市税の口座振替・自動払込の申込ができるサービスを実施している。（登録済の金融機関の変更も可能）

【Web口座振替受付サービス フロー図】



➤ 新規特別徴収事業所への架電による制度説明及び納期内納入の勧奨

- 新たに住民税の特別徴収を始める事業所等に対し丁寧な制度説明を実施
- 納付忘れを未然に防止するため、徴収が始まる前月に架電による案内を実施

●早期徴収対策

- 滞納早期から差押え等の法的処分を中心とした滞納整理を推進
- 民間委託による電話、訪問催告の推進
 - ・オペレーターや訪問催告に加え、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の5か国語）の自動音声による納付催告
 - ・3者通話による通訳サービスの実施（令和元年6月から）

●税務事務における多言語化など地域の実情に即した納税推進

- 浜松納税意識啓発市民会議との連携による啓発
 - ・税に関するポスターコンテストの開催・掲出

未来の納税者である若年層に、納税の大切さを考えてもらう機会として、市内の大学生・専門学校生等を対象に「税に関するポスターコンテスト」を開催し、受賞作品を市内各所に掲出した。

最優秀作品



表彰式の様子



優秀作品



（提供：浜松納税意識啓発市民会議）

・納税啓発リーフレットの作成

若年層が身近に感じる「自動車に関する税」をテーマにマンガ形式の納税啓発リーフレットを作成した。また、リーフレットを活用した啓発動画を作成し、SNS (YouTube、Instagram) 上で配信した。

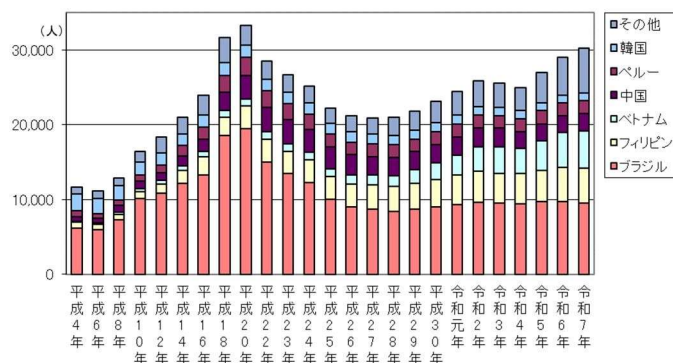


(提供：浜松納税意識啓発市民会議)

➤ 税関係資料の多言語化

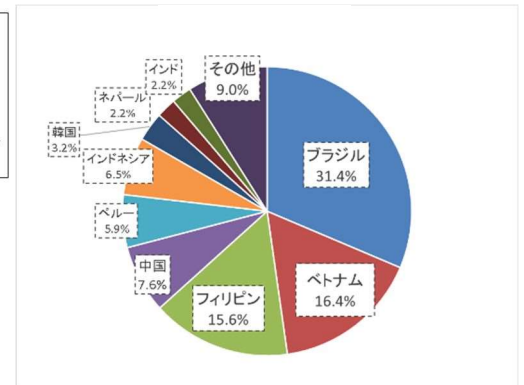
- ・ポルトガル語版「個人住民税のあらまし」の作成及び窓口への配架
- ・外国人転入者向けのウェルカムパックに、英語及びポルトガル語の個人住民税や軽自動車税の説明資料を同封
- ・多言語生活情報サイト「カナルハママツ」にて、6か国語による税金の説明を掲載
- ・納付催告書に催告内容を翻訳したホームページが表示される QR コードを掲載し、外国人の早期の納付相談を促進

(浜松市における在留外国人の推移)



(各年 4 月 1 日現在)

(国籍・地域別外国人数)



(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(出典)「2025 年度 (令和 7 年度) 国際課業務概要」

《累積滞納額の削減（滞納を減らす取組）》

●滞納処分優先の整理

- 差押え等の法的処分を中心とした滞納整理の推進
 - ・ 差押え等法的処分による滞納整理の実施
 - ・ 財産調査、納税相談による納税者の徴収可否判断の効率化
 - ・ 「徴収不能」と判断した案件について、滞納処分の執行停止による累積滞納額の削減
- 静岡県等と連携した滞納整理の取組
 - ・ 静岡県個人住民税徴収対策本部会議と連携した県下一斉の取組
 - ・ 静岡地方税滞納整理機構との連携による滞納整理の推進

（２）新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦

業務のスマート化をはじめ、新たな時代にふさわしい税務行政の一層の効率化・高度化を進めたほか、高い意識と専門性、企画調整能力などを有する人材の育成に取り組んだ。

《ICT の活用等による課税・徴収の効率化・高度化》

●課税業務の効率化・高度化

- 特別徴収税額通知の電子化
 - ・ 特別徴収事業所の利便性向上のため、特別徴収税額の当初及び月例通知を電子送信
- 課税業務の RPA⁴化
 - ・ 個人市民税課税業務における公的年金情報の入力作業等の RPA 化による業務効率化

●徴収業務の効率化・高度化

- BI ツール⁵による効率的・効果的な滞納整理の実施
 - ・ BI ツールにより蓄積データを可視化し、徴収担当職員の調査や滞納整理方針決定に費やす業務を効率化、迅速化

●市民の利便性の更なる向上

- 税務手続きのオンライン化
 - 「浜松市 DX 推進計画」に基づき、電子申請（はままつスマート申請）による税務手続きのオンライン化を推進

⁴ RPA：Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のことで、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

⁵ BI ツール：Business Intelligence ツールの略。蓄積された大量の情報を集約分析し、可視化（グラフ化）することで迅速な意思決定を補助するツール。

《新時代の税務行政を担う人材の育成と柔軟な組織運営》

●プロジェクトチーム（PT）による調査・研究等

➤税務が直面する重要テーマに関する PT による調査・研究

- ・税務事務のデジタル化、EBPM⁶手法の活用、効果的な広報、人材育成・税制度等の調査研究、大規模災害対応に関し、それぞれ若手職員を中心とした PT を設置して税務が直面する課題を研究

令和 6 年度 PT 活動

- ・市 HP（税金ページ）再編 PT
- ・税務職員人材育成計画 PT
- ・職員間のコミュニケーションの充実
- ・家屋調査部連絡会

➤「税務職員人材育成方針」及び「税務職員人材育成計画」の策定

- ・社会環境の変化、人口減少や頻発する災害等に対応するため、税務職員のあるべき姿や到達点を明確化した「税務職員人材育成方針」及び業務ごとの必要なスキルや具体的な育成計画を定めた「税務職員人材育成計画」を策定し、計画的な人材の育成を推進している。

⁶ EBPM : Evidence-based Policy Making の略。根拠に基づく政策立案という意味。統計データや各種指標など客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。

4 令和6年度の実績

(1) 個人市民税納期内収入率

(単位：％)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	最終目標 令和6年度 (2024年度)
指標	－	95.38	95.43	95.48	95.53	95.58	95.63
実績	95.33	95.18	95.63	95.89	95.82	95.81	95.63
比較	－	△0.20pt	0.20pt	0.41pt	0.29pt	0.23pt	0.00pt

個人市民税の納期内収入率は95.63％。新たな滞納を発生させない取組の推進により、アクションプランで設定した目標値を達成した。

(2) 累積滞納額

(単位：億円)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	最終目標 令和6年度 (2024年度)
指標	－	24.5	24.2	23.9	23.6	23.3	23.0
実績	24.8	23.3	30.3	19.5	18.0	17.4	17.5
比較	－	△1.2	6.1	△4.4	△5.6	△5.9	△5.5

累積滞納額は17.5億円。新たな滞納を発生させないための取組や、滞納処分による徴収と徴収不能判断の促進により、過去最高だった前年度並の高水準を維持し、市税滞納削減アクションプランで設定した目標値より5.5億円削減した。

(3) 現年分収入率

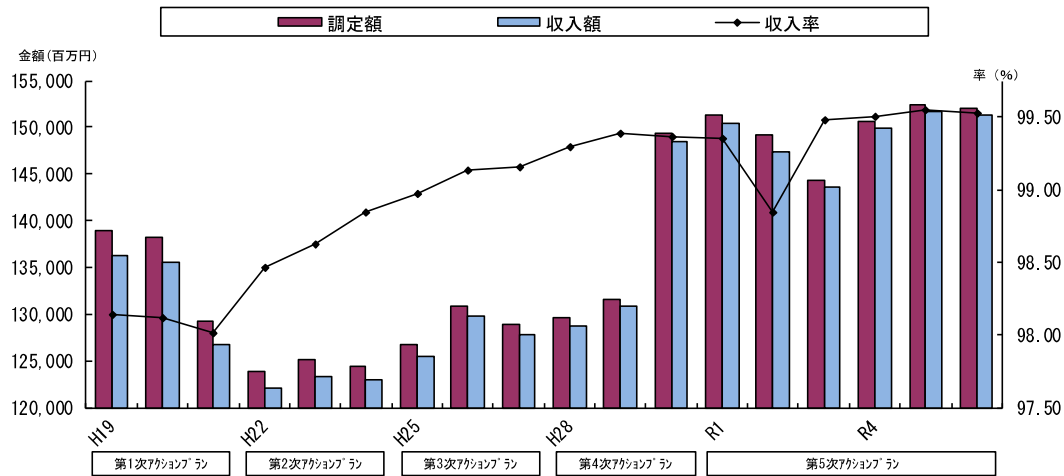
(単位：％)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
目標	－	99.40	99.40	99.40	99.50	99.52	99.56
実績	99.36	99.35	98.85	99.48	99.50	99.55	99.53
比較	－	△0.05pt	△0.55pt	0.08pt	0.00pt	0.03pt	△0.03pt

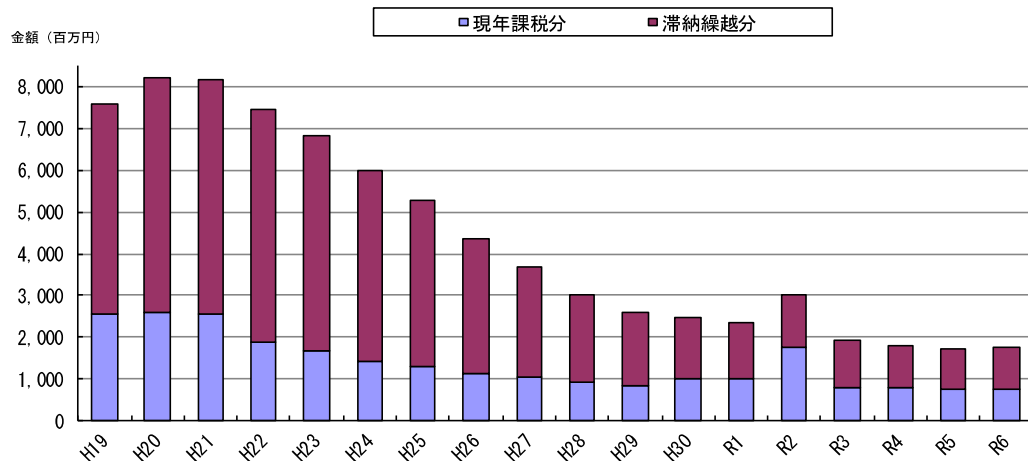
新たな滞納を発生させない取組により、過去最高だった令和5年度並みの収入率99.53％を確保した。

《参考》第1次～第5次までのアクションプラン期間内の実績

現年分収入額・率



累積滞納額の推移



① 現年分収入額・率 (単位: 百万円, %)

年度	調定額	収入額	収入率
H19	138,893	136,316	98.14
H20	138,145	135,549	98.12
H21	129,237	126,661	98.01
H22	123,888	121,992	98.47
H23	125,059	123,341	98.63
H24	124,342	122,909	98.85
H25	126,762	125,451	98.97
H26	130,904	129,772	99.13
H27	128,966	127,885	99.16
H28	129,670	128,765	99.30
H29	131,642	130,839	99.39
H30	149,408	148,445	99.36
R1	151,424	150,444	99.35
R2	149,102	147,383	98.85
R3	144,401	143,652	99.48
R4	150,611	149,858	99.50
R5	152,389	151,696	99.55
R6	152,010	151,298	99.53

② 累積滞納額の推移 (単位: 百万円)

年度	現年課税分	滞納繰越分	繰越額計
H19	2,570	5,015	7,585
H20	2,585	5,614	8,199
H21	2,552	5,620	8,172
H22	1,878	5,557	7,435
H23	1,673	5,160	6,833
H24	1,432	4,567	5,999
H25	1,305	3,958	5,263
H26	1,137	3,211	4,348
H27	1,077	2,632	3,709
H28	930	2,107	3,037
H29	853	1,754	2,607
H30	997	1,479	2,477
R1	1,007	1,326	2,333
R2	1,774	1,258	3,032
R3	795	1,159	1,954
R4	797	1,002	1,799
R5	749	989	1,739
R6	777	976	1,753

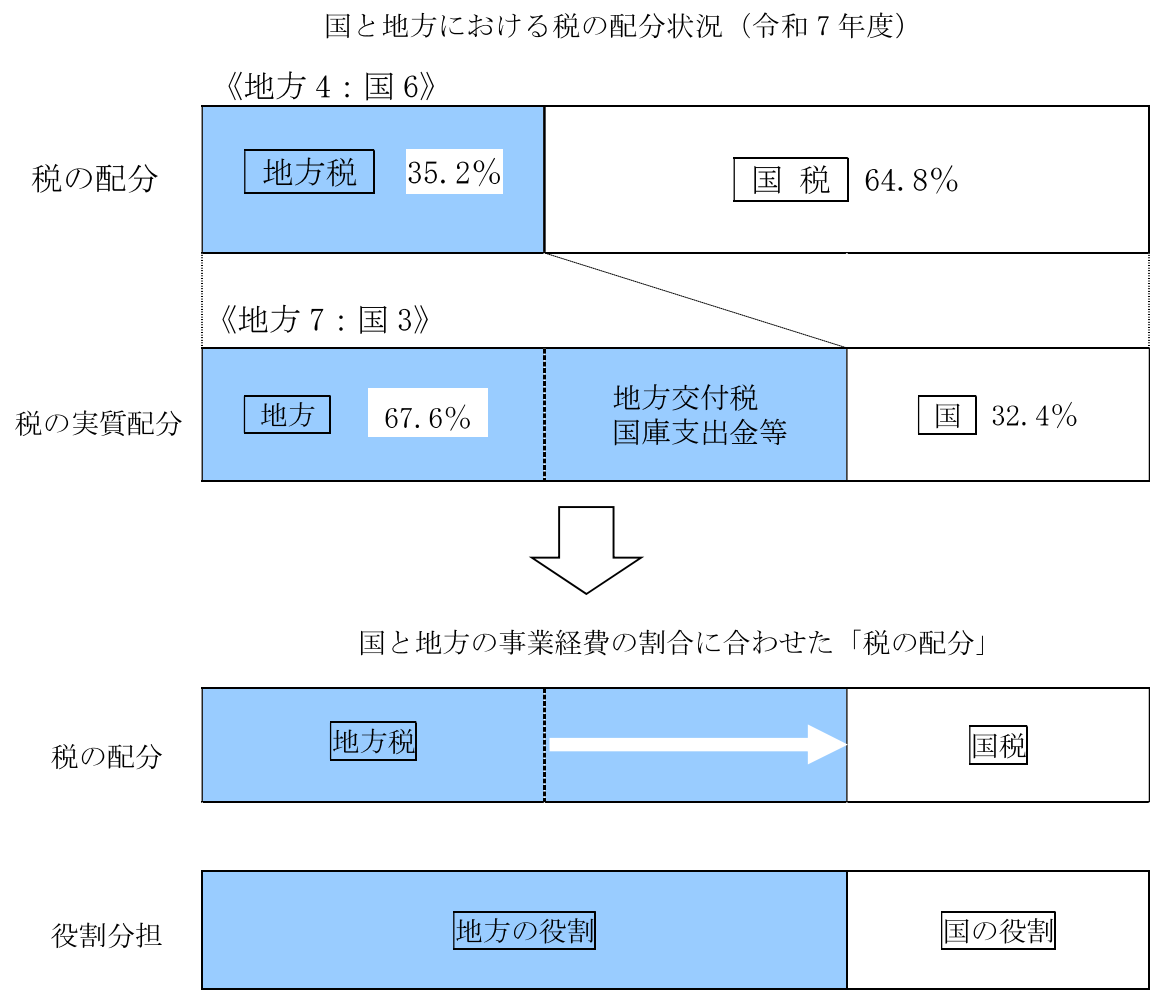
IV 国・県との関わり

1 国と地方の税体系

令和 7 年度の地方と国の税配分は、地方 45 兆 4, 493 億円、国 83 兆 5, 500 億円で、地方 4 : 国 6 の割合である。

一方、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方 87 兆 1, 658 億円、国 41 兆 8, 335 億円で、地方 7 : 国 3 となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会の実現のためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を高めていく必要がある。



（出典）指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和 7 年度）」

2 市域内税収について

市域内税収とは、市域内の住民や企業が負担する全ての税金のことであり、令和5年度決算では、国・県・市あわせて本市における市域内税収は約6,154億円となっている。内訳は、国税が約3,475億円（56.46%）、県税が約1,156億円（18.78%）、市税が約1,524億円（24.76%）と、国税が占める割合が大きい。

本市の市域内税収（令和5年度決算）

区分	税目	市域内税収額	市への配分額	市への配分割合
国 税	所得税	1,087 億円	1,509 億円	43.4%
	法人税	818 億円		
	相続税	211 億円		
	消費税	987 億円		
	その他の税	372 億円		
	小計	3,475 億円		
県 税	個人県民税	209 億円	840 億円	72.7%
	法人県民税	27 億円		
	事業税	453 億円		
	地方消費税	211 億円		
	自動車税	135 億円		
	その他の税	121 億円		
	小計	1,156 億円		
市 税	個人市民税	663 億円	1,524 億円	100.0%
	法人市民税	90 億円		
	固定資産税	561 億円		
	軽自動車税	27 億円		
	その他の税	182 億円		
	小計	1,524 億円		
合 計		6,154 億円	3,873 億円	62.9%

※国税・県税は推計値

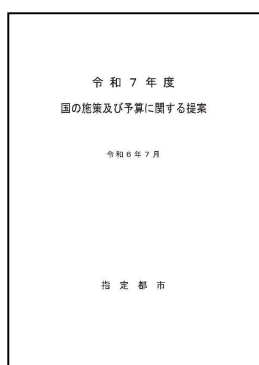
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

3 国に対する要望活動

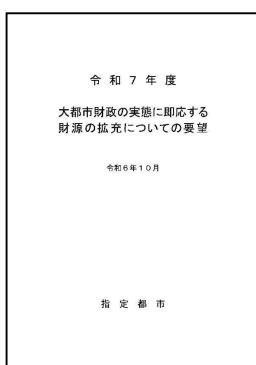
社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備等の財政需要が増加の一途をたどるなか、地方自治体は、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害への対策等を講じていくため税財源の安定的確保が不可欠である。

本市では、各指定都市、全国市長会、東海地域の各自治体等と連携を図り、真の分権型社会の実現に向け、国に対し、国・地方間の税源配分の是正や都市税源の拡充強化等の税制度の改正が行われるよう要望している。

指定都市（指定都市市長会・指定都市議長会）



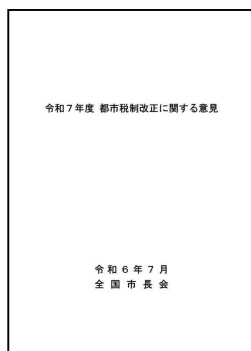
指定都市市長会



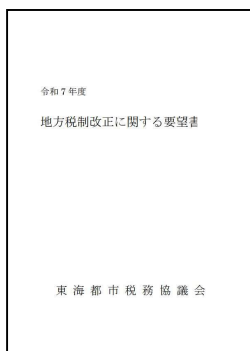
要望項目

- ・ 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- ・ 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- ・ 所得課税の充実
- ・ 固定資産税の安定的確保 など

全国市長会



東海都市税務協議会

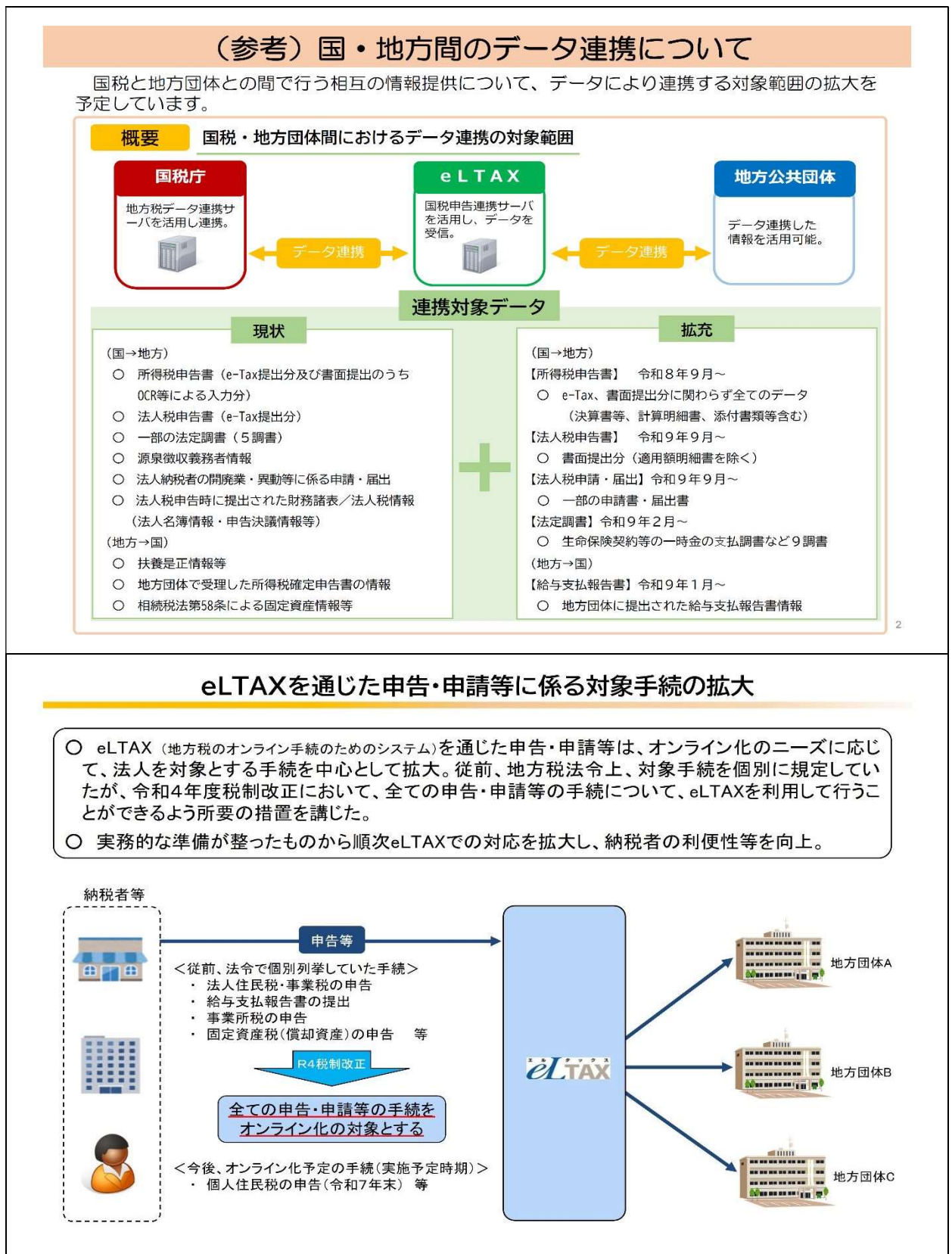


要望項目

- ・ 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
- ・ 自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮
- ・ 都市税財源の充実強化 など

4 国との連携（主な取組）

(1) eLTAX による国税・地方税の情報連携



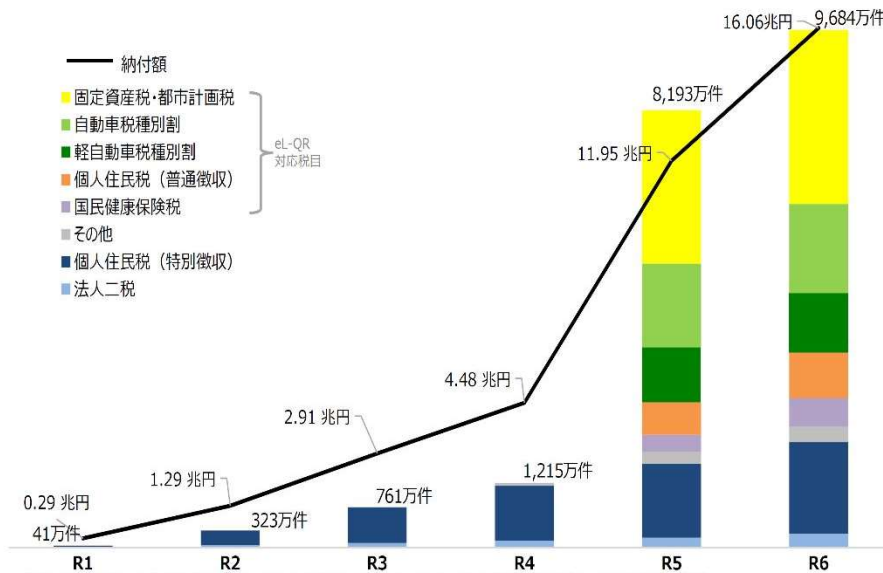
(出典)「2025. 8. 7 地方税共同機構全国説明会 地方税務手続きのデジタル化について」

(2) 地方税共通納税システムによる納付方法の多様化への対応

令和5年4月より、eLTAXを利用した電子納税の対象税目が拡大され、全国の自治体で電子納税の方法が統一された。納付書に地方税統一QRコード（以下「eL-QR」）の印字を行うことで、①eLTAX 地方税お支払サイトでの納付、②地方税共同機構が指定するスマートフォン決済アプリによる納付の他、③全国の eL-QR 対応金融機関での納付が可能となり、納税者がより利便性の高い納付方法を選択することが可能となった。

地方税の納付に係るeLTAXの利用件数の推移(税目別)

- 地方税統一QRコード(eL-QR)導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度から利用件数、納付額ともに大幅に増加
- さらに令和6年度は、利用件数が9,684万件(18%増)、納付額が16.06兆円(34%増)となった



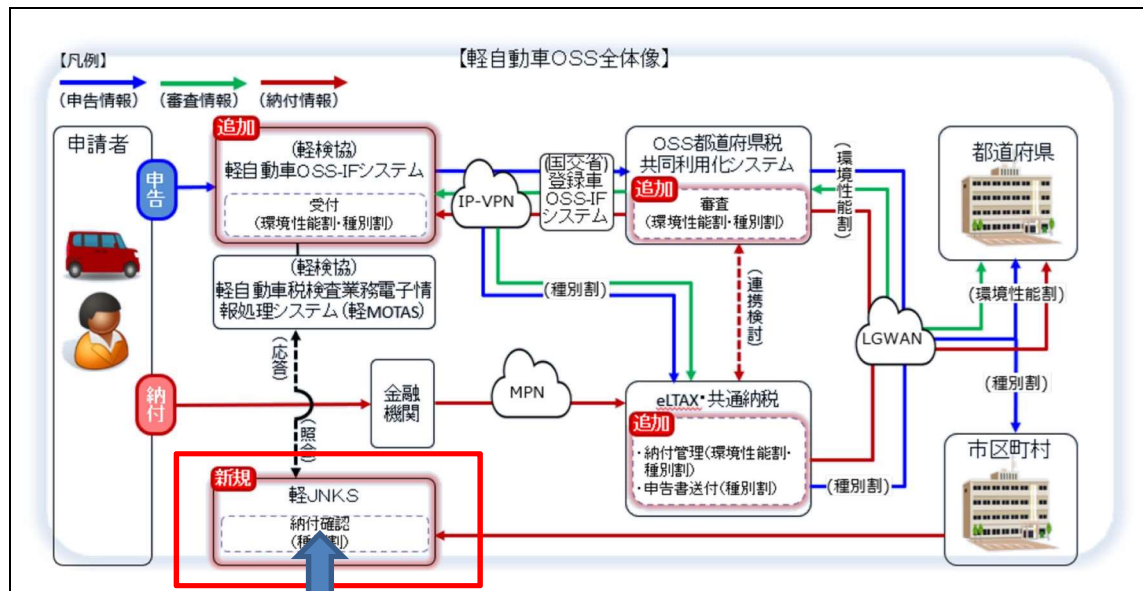
- ・令和元年10月から、「地方税共通納税システム」(対象税目は法人二税、個人住民税(特別徴収)、事業所税)が稼働
- ・令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割(金融三割)に対応
- ・令和5年1月から、自動車税種別割・環境性能割(OSS)、軽自動車税環境性能割(OSS)に対応
- ・令和5年4月から、eL-QR導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
(これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応)
- ・令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応
- ・令和6年10月から、軽油引取税に対応

10

出典「2025. 8. 7 地方税共同機構全国説明会 地方税務手続きのデジタル化について」

(3) 軽自動車税関係手続のワンストップサービスの拡充

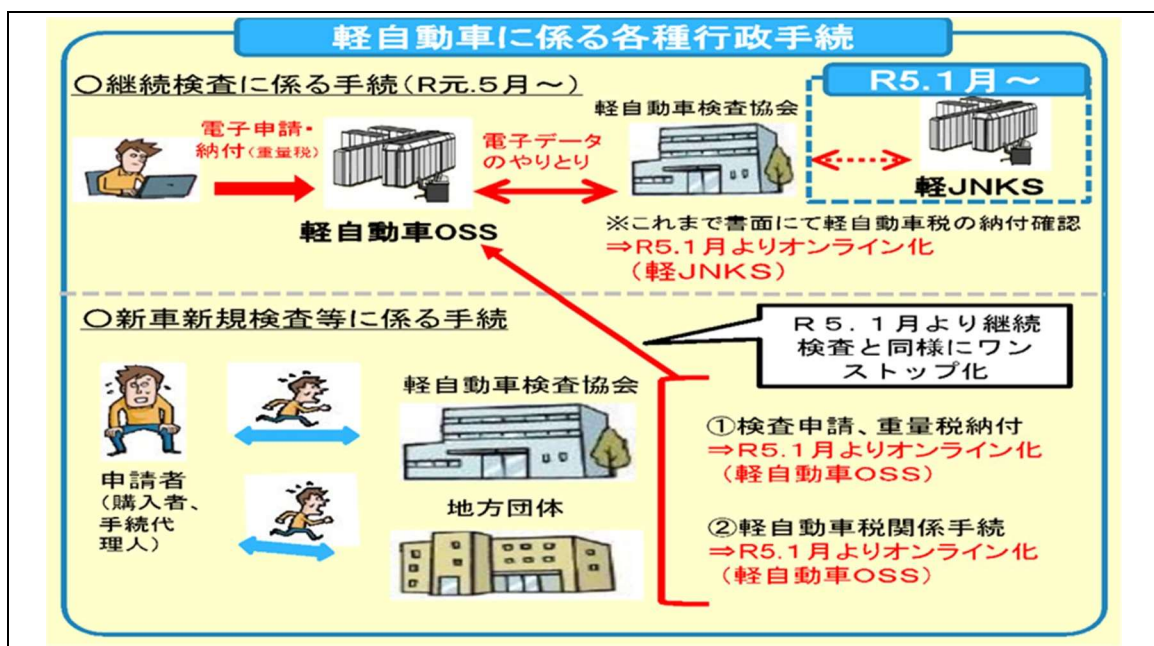
令和 5 年 1 月以降、軽自動車を保有するために必要な各種手続（申請・申告・納付）をオンラインで一括して行うことができる軽自動車税関係手続のワンストップサービス（軽自動車税 OSS）が開始された⁷。令和 7 年 1 月から軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の対象に二輪車が追加され、オンライン上で各種手続を行う際に必要な納付確認をすることが可能となった。



（出典）「地方税共同機構 全国説明会資料（車体課税関係）」

四輪車のみだった軽 JNKS の確認対象に二輪車が追加（R7.1 月～）

【軽 JNKS のイメージ】



（出典）「地方税共同機構の概要」

⁷ 都道府県が賦課徴収する普通自動車については平成 17 年（2005 年）12 月からサービス開始

（４）租税教室

西遠・北遠地区租税教育推進協議会の会員として、市内小学校における租税教室を実施（本市としては19回（37コマ）開催（令和6年度実績））



（５）税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、国や県等と連携した広報の実施

- 地方税共同機構が作成した「税を考える週間」ポスターの掲出
- 市役所本庁舎1階ロビーにて「税に関する作品展」の展示（静岡県と共同実施）



（提供：地方税共同機構）

5 県との連携（主な取組）

（１）静岡地方税滞納整理機構

・趣旨

静岡県と県内全 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度（2008 年度）に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務

税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催

申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・徴収実績

（単位：千円）

	① 令和 6 年度 R6. 6. 1～R7. 5. 31	② 令和 5 年度 R5. 6. 1～R6. 5. 31	①－② 増減
移管金額(A)	126, 213	114, 393	11, 820
徴収金額(B)	50, 183	56, 839	△6, 656
収入率(B)÷(A)	39. 76%	49. 69%	△9. 93%

・移管の効果

（単位：千円）

機構徴収額(A)	50, 183	100 件（うち完納 28 件）
経費(B) （機構への負担金支出）	17, 608	基本負担額（100） 処理件数割額（11, 000） 徴収実績割額（6, 508）
返還額(C)	0	負担金に対する執行残
効果額(A)－(B)＋(C)	32, 575	—

（２）静岡県個人住民税徴収対策本部会議

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図り、地域の課題に応じた徴収対策を実施するため平成 30 年度（2018 年度）から、県内財務事務所単位で地区部会を設置し取組を進めている。

静岡県浜松市中央区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL : 053-457-2141

FAX : 050-3385-8458

E-mail : zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月 : 令和 7 年 9 月